平成３０年（フ）第２５５号
埼玉県新座市野寺２丁目19番16号
債務者　茂木　明子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２９４号
埼玉県戸田市川岸３丁目４番30―501号
債務者　柿崎　英治
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３０４号
さいたま市見沼区大字南中丸1252番地１
債務者　小林美枝子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３０５号
さいたま市見沼区大字南中丸1252番地１
債務者　小林　敏昭
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６５号
埼玉県三郷市彦成３丁目７番14―408号、旧住所東京都足立区西伊興２丁目11番28号ラ・メゾン舎人201
債務者　鈴木憲二郎
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４６号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番11―105号
債務者　青木　恒男
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４５号
名古屋市北区喜惣治２丁目75番地　喜惣治荘Ｔ７棟405号
債務者　飛田　憲幸
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５７号
岡山市北区中原308番地
債務者　末永　敏夫
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６５号
岡山市南区新福１丁目13番４号　パークサイド新福Ａ101
債務者　古林　眞一
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９９号
岡山市北区青江４丁目４番８号　202、旧住所岡山市北区下中野704番地107　202
債務者　加藤　倫生
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４号
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺7778番地
債務者　髙村　徹哉
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
東京都日野市多摩平２丁目６番地の１多摩平の森３－６棟204号
債務者　蛯原　敦子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１９９号
東京都八王子市高尾町2035番地14
債務者　堀川　正己
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２５０号
東京都八王子市子安町３丁目４番１号第３宮田ビル309号
債務者　坂本　竜一
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２１号
長崎県佐世保市須佐町２番36号、前住所長崎県佐世保市小佐世保町13番11号
債務者　二村　裕二
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
長崎県佐世保市吉井町吉元77番地６、前住所長崎県佐世保市光町２番地16　サンハイツ103
債務者　谷口奈緒美
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係